

平成24年11月 8日

総 長 裁 定

平成26年 6月26日一部改正

平成28年 3月23日一部改正

平成28年 4月14日一部改正

平成28年11月10日一部改正

平成29年 3月22日一部改正

平成30年 3月29日一部改正

平成31年 1月31日一部改正

令和 2年 3月26日一部改正

令和 3年 6月 3日一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として設置される東京大学学術推進支援室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、東京大学（以下「本学」という。）における学術の全学的・総合的発展を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学術に関する情報の収集及び分析
- (2) 学術推進に関する全学的な課題に対する解決策、全学的な将来構想等の提言
- (3) 総長室総括委員会のもとに置かれる機構の設置又は改廃等に関する意見の提出
- (4) 国際高等研究所に置かれる研究機構の設置又は改廃等に関する意見の提出
- (5) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の設置又は改廃等に関する意見の提出
- (6) 連携研究機構の設置の決定又は変更の承認に関する意見の提出
- (7) クロス・アポイントメント制度の適用又は期間の更新の承認に関する意見の提出
- (8) 教育研究部局が附属教育研究施設を設置又は改廃する場合における当該部局に対する意見の提示
- (9) 学内予算配分、概算要求事項及び教員人件費新規配分に関する評価のとりまとめ並びに情報の収集及び分析
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な業務

2 前項各号に掲げる業務は、大学委員会及び予算委員会との連携に基づき行うものとする。

3 室は、東京大学基本組織規則第18条に規定する本部事務組織及び室並びに同規則第19条に規定する全学委員会と適宜連携を図るものとする。

(組織)

第4条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長及び副室長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を統括する。
- 4 室員は、本学の教職員又は外部有識者のうちから室長が指名する。

(部門)

第5条 室に、次の各号に掲げる業務を行うため、当該各号に定める部門を置く。

- (1) 第3条第1項第1号から第8号までに規定する業務 学術運営戦略部門

(2) 第3条第1項第3号から第5号、及び第9号に規定する業務 財務戦略評価部門

2 前項に定める部門の組織及び運営については、室長が別に定める。

(庶務)

第6条 室の庶務は、本部関係各課等の協力を得て、本部学術振興企画課において総括し、及び処理する。ただし、財務戦略評価部門に係わるものについては、本部財務課において処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月14日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年11月10日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年2月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年6月3日から実施する。